

2020年 12月 29日

お客さま各位

佐賀ガス株式会社

**新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受けられたお客さまに対する
ガス料金の特別措置について（第8報）**

当社は、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を踏まえ、経済産業省から「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたガス料金の支払猶予等に係る要請」を受けました。これを受け、当社は、生活に影響を受けられたお客さまに対し、下記のとおりガス料金の特別措置を実施いたします。

記

1. 対象のお客さま

当社とガスの契約をし、新型コロナウイルス感染症の影響により生活福祉資金貸付制度（※1）の緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付を受けられ、当社にお申し出いただいたお客さま。

※1 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度。

2. 特別措置の内容

申請されたお客さまの需要先における2020年11月、12月および2021年1月検針分のガス料金の支払期限（※2）をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

ただし支払期限日が緊急小口資金・総合支援資金の受付開始日（3月25日）以降のものに限ります。

※2 支払期限

検針日の翌日から30日目（支払期限）。

3. 本件に関するお客さまのお問合せ先

佐賀ガス株式会社

営業業務課 料金係 (0952)-30-6162

【受付時間】 平日9時～17時（土日祝日を除く）

以上